

第七管区海上保安本部 海の安全推進室

№093-331-6395(交通部安全対策課)

第174号 令和3年9月号 国家境區

BACKNUMBER(二次元コードは右側をご利用ください。)

https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/gyoumu/kyunan/marine_anzen_report/



七管区内でも水上オートバイが関係する 死亡・重傷事故が発生!



以下が8月に七管区内で発生した事故です。



- (1) 3名が乗船した水上オートバイが海岸付近を高速で航走中、横波を受けた 衝撃で水上オートバイが跳ね上がり、乗船者3名とも海面に落下しました。 3名とも救助されましたが、操船者は心肺停止状態(その後に死亡)、同乗 者2名のうち、1名は脳震盪及び頭蓋骨骨折、もう1名は頚椎捻挫等の怪我を 負いました。
- ② 2名が乗船した水上オートバイが沖合を航行中、後部同乗者の姿勢保持が 不十分であったため、増速された際にその勢いで落水し、左腕に水上オー トバイのジェット噴流を受け複雑骨折の怪我を負いました。
- ③ 水上オートバイで曳航する8名が乗ったバナナボート(トーイング遊具)が遊走していたところ、旋回した際、水上オートバイから生じる噴流や波などの影響を受け、4名が海面に投げ出されました。投げ出された4名のうち2名が頭部打撲及び顔面挫創の怪我、頭部挫創の怪我を負いました。

同乗者等の安全は操船者が守りましょう!!

上記事故事例のように水上オートバイの運航に際し、乗船者が海中転落し怪我を 負う事故が起きています。

- ●水上オートバイに操船者以外に複数名を乗船させる場合やトーイング遊具に人を乗せて曳航する場合は、次のことに注意しましょう。
 - ・ライフジャケットの常時着用はもちろん、転落時の衝撃やケガあるいは直射日 光等に備えて、ネオプレン素材のウエットスーツやドライスーツを着用しましょ う。特に海中転落した際、通常の水着ではジェット噴流等により内臓等を損傷す るおそれがあります。
 - 同乗者には、操船者の腰又は後部のグリップをしっかりつかまるよう指示し、 速度を上げる際は、同乗者に声掛け、急発進、急加速はやめましょう。
 - ・同乗者には、自ら身体を保持しなければ危険であることを事前にレクチャーする等が必要です。
 - トーイング遊具使用時も、乗る人の安全を十分に考慮し、スリルを味わわせる目的でわざと振り落とすような急旋回等はやめましょう。

【水上オートバイに関する安全情報】 詳しくは、右の二次元コードをご利用し、ウォーターセーフティガイド(水上オートバイ編)」をご覧ください

ウォーターセーフティガイド (水上オートバイ編)



